

平成20年(2008)3月に学校教育法施行規則の一部と学習指導要領の改訂がなされ、新たな視点での教材の開発と活用の充実があげられています。この新学習指導要領をもとに平成21年度から一部先行実施され、平成24年度から全面实施されることとなります。

今回の改訂の経緯としては、1) 21世紀は「知識基盤社会」の時代であるといわれ、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことが重要になっており、2) OECD(経済協力開発機構)のPISA調査(児童生徒の学習到達度調査)など各種の調査による我が国の児童生徒について、たとえば、①思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、②読解力での成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、③自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、など各種の調査による我が国の児童生徒について示されたいくつかの課題があげられています。

中央教育審議会の答申により各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示されました。今回の改訂の基本方針として、①「生きる力」を育成、②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、③豊かな心や健やかな体を育成、の3項目を掲げています。

特に、伝統と文化を尊重し、これらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与、総合的な学習の時間を中心に行われる教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について探究活動の質的な充実、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど生徒が感動を覚える教材の開発と活用、などにより内容の充実を図ることとしています。

教育基本法・学校教育法・学習指導要領

最初に関連する法規について紹介します。教育基本法は、平成18年(2006)12月、約60年ぶりに改正されました。新しい教育基本法を改正前の昭和22年(1947)のものとは今回の「学校教育における文化財のまもり手を育てる」という視点から比較すると、改正の前後では大きく異なっていました(表1)。特に、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」という表現が目される点です。また、第13条の「学校、家庭及び地域住民等との相互の連携」も重要な観点となります。

表1 教育基本法の改正

(旧) 昭和22年3月31日法律第25号	(新) 平成18年12月22日法律第120号
<p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p> <p>第一条 (教育の目的) 第二条 (教育の方針) 第三条 (教育の機会均等) 第四条 (義務教育) 第五条 (男女共学) 第六条 (学校教育) 第七条 (社会教育) 第八条 (政治教育) 第九条 (宗教教育) 第十条 (教育行政) 第十一条 (補則)</p>	<p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p> <p>第一章 教育の目的及び理念 (教育の目的) 第一条 (教育の目標) 第二条 (生涯教育の理念) 第三条 (教育の機会均等) 第四条 第二章 教育の実施に関する基本 (義務教育) 第五条 (学校教育) 第六条 (大学) 第七条 (私立学校) 第八条 (教員) 第九条 (家庭教育) 第十条 (幼児期の教育) 第十一条 (社会教育) 第十二条 (学校、家庭及び地域住民等との相互の連携) 第十三条 (政治教育) 第十四条 (宗教教育) 第十五条 第三章 教育行政 (教育行政) 第十六条 (教育振興基本計画) 第十七条 第四章 法令の制定 第十八条</p>

教育基本法の改正を受けて、平成19年(2007)6月に学校教育法の一部が改正されました(表2)。ここでは、義務教育での「伝統と文化を尊重」、「外国の文化の理解」、小学校での「社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携」などが特徴としてあげられます。

続いて、学校教育法施行規則は、同じく一部が改正されました〔平成20年(2008)3月〕(表3)。ここでは、総合的な学習の時間に代表される「ゆとり教育」の問題が大きな要因であるといわれています。後に示しますが、別表(第54条関係)第2、別表(第五十一条関係)第一に定められた授業時間数において大幅に改正されました。また、小学校における外国語活動の導入も

表2 学校教育法(抄) 昭和22年3月31日法律第26号(一部改正:平成19年6月27日法律第96号)

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

行われています。小学校、中学校の授業時数を、それぞれ表4-1、表4-2に示しますが、各教科、特に主要教科の授業時間数が大幅に増加され、総合的な学習の時間が大きく削減されている点が今回の改訂の大きな特徴として表れています。

今回の新学習指導要領〔平成20年(2008)告示〕には、前回〔平成10年(1998)告示〕とは異なり、先に述べた「教育基本法」、「学校教育法」が冒頭に掲げられています。その趣旨について、中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」〔平成20年(2008)1月発表〕で述べられています(表5)。教育基本法が約60年ぶりに改正され「これからの教育の新しい理念」が定められ、平成19年(2007)6月の学校教育法の一部改正が教育基本法改正を受け、「義務教育の目標」が新たに規定され、各学校段階の目的・目標規定が改正されました。今回の学習指導要領改訂がこれらの法改正を十分踏まえる必要があること、各教科等の具体的な教育内容の改善については、教育基本法や学校教

表3 学校教育法施行規則(抄) 昭和22年5月23日文部省令第11号(一部改正:平成20年3月28日文部科学省令第5号)

(旧) 平成10年12月「学習指導要領」による	(新) 平成20年3月28日文部科学省令第5号
<p>第2章 小学校</p> <p>第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第3章 中学校</p> <p>第54条 中学校(併設型中学校を除く。)の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第54条の2 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第6章 特殊教育</p>	<p>第四章 小学校</p> <p>第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第五章 中学校</p> <p>第七十三条 中学校(併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。)の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第七十四条 中学校の教育課程については、この事に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第八章 特別支援教育</p>